



『活きていることわざ』

船橋市議会議員

神田 廣栄 (かんだひろえい) 議会報告

【事務所】 船橋市前原西8-24-8 ☎490-3333 FAX 465-7117

Eメール hiroei@muc.biglobe.ne.jp

ホームページ <http://www.hiroei.jp>

鉄槌論 (かなづちろん) 。 理外の理 (りがいのり)

【鉄槌論】 ◇これでもかと自分の意見を押し付けること。

【理外の理】 ◇世間一般の道理では理解しがたい不思議な道理のこと。

8月は北京オリンピックで頑張った日本の選手の成績に一喜一憂しつつ、感動の日々でした。たとえメダルに手が届かず決勝に残れなくても、あの大舞台で自己記録を更新した方が何人かいます。日頃の努力の賜物であり十分に金メダルの価値があります。選手の皆さんお疲れさまでした。

私たちもいつまでも余韻に浸ってはおられません。9月3日からは9月議会が始まりました。私は、9日に代表質問、17日に一般質問をします。精一杯頑張りますので期待してください。

— 今号は6月議会での質問の続きをお伝えします。



①学校と生徒、地域の問題点について

《学校選択の弾力化の弊害について》

平成11年の「通学指定校変更許可基準」の改正により、指定校より近距離の学校や希望する部活動がない場合に学校を変更することができるようになりました。

それはそれで良いことも多くあり否定するものではありません。現在は小学校も中学校も「学区」というものがあり、その学区内の町会・自治会に各学校のお知らせや案内が届けられており、また、青少年の環境を良くする市民の会の会費もその学区内の町会・自治会から徴収されています。



ところが、近いからといって町会のほとんどの子供達が学区外の学校に通学している事実があるのです。子供達が通っていない学校から案内が届き、実際に通っている学校からは全く何も知らされない。これでいいのか、という質問をしました。

《学校での喫煙について》

学校の最高責任者は校長です。校長の考え方ひとつでどうにもなります。

市内の54小学校、27中学校、1高校、1特別支援学校で、学校敷地内全面禁煙が9校、建物内全面禁煙が47校、喫煙室や喫煙場所を設けての分煙が27校です。

先生方や学校を訪れる方にも喫煙される方は多いと思われます。校門や自家用車の中で隠れるように喫煙している先生方を見つけたら寂しくありませんか。百歩譲って学校敷地内全面禁煙としても、私の住む地域のある小学校では、正門や裏門に校長名で「学校敷地外での煙りを学校敷地内に入れる喫煙を禁止します」という、子供じみた看板を掲示して誇らしくしています。

その校長は「たばこは悪だ悪だ」だけの『鉄槌論』を言っています。それでは生産農家や販売が生業の方々も「悪人」になってしまいます。教師として、上司としての心配りが欲しいものです。喫煙する先生へも配慮をし、こんな看板は即刻撤去させるべきだと強く要望しました。



— 学校教育部長の答弁 —

学校選択の弾力的運用により、保護者の希望にある程度応えられようになりましたが、議員の指摘のように学校・家庭・地域のつながりが以前より希薄になったという声も聞かれます。教育委員会として今後も保護者や地域の声に耳を傾け、より良い学校選択の弾力化について検討していきます。

また、学校から地域へのお知らせは大切であるので、校長会議等で校長に働きかけてまいります。



②固定資産税の賦課期日と賦課客体について

地方税法に「固定資産税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日とする」と書いてあります。つまり、毎年1月1日とその年の4月1日から始まる年度の分として課税される固定資産税の賦課期日となるものである。と説明されています。

私のところに「昨年、5階建のビルが建っている隣地を買った。今年の2月にその建物を解体したのに、約30万円の固定資産税を支払え、と通知が来たが、建物が無いのに固定資産税を払うのはおかしくないのか」という相談が寄せられました。2月に解体したのだから、建物があった2ヶ月分、つまり固定資産税は12分の2でいいのではないか、ということです。

逆に、前年の11月や12月に新築入居しても登記をしていないと、翌年の1年間は全く固定資産税対象外となってしまうのです。この『理外の理』の説明を求めました。



— 税務部長の答弁 —

1月1日現在に所在している固定資産は、その後に滅失しても全額課税され、滅失後の期間に応じた税額分を還付することはできません。日割り制度とすると事務が非常に煩雑(はんざつ)となり、徴税コストを引き上げてしまいできません。滅失した家屋については「滅失した翌年から課税対象外」とPRしています。